## 〈記入例〉

(様式第 1 号 (表紙)) (R7.7)

提出日: 令和7年10月1日

沖縄 労働局長 殿

・支給申請に必要な書類ですので大切に

保管してください。

# キャリアアップ助成金 ≪キャリアアップ計画書≫ */*

雇用保険適用事業所の名称を記入してください。

事	業	所	名:	株式会社(	00 4	△△支店		
<u>使</u> 用	者側	代表者	<b>省名</b> :	00	00	計画の対	作成にあたっ 対象となり得 見を聴取して	る労働者
<u> 労働</u>	組合等の労	<b>労働者代</b> 素	<u> </u>					
労働組	l合等の労働者	者代表者は、	当該適用事業	美所における非正規原	星用労働	者も含む	はい	
全ての	労働者の代表	表者である。	(チェックボ	ックスに要チェック	)		<b>∨</b> ✓	
労働者	からの意見の	の聴取方法に	こついて、以	下ア、イ、ウのうち(	ハずれかの	のチェック		
ボックス	.にチェックる	を入れてくた	<b>さい</b> 。				ア 🗹	
なお、	ウを選択した	た場合は、招	5弧内にその耶	徳取方法について記載	載してく7	ださい。	<b>1</b> □	
ア:	社内掲示板、	メール等の	文書で周知し	、意見を集約。			ゥ 🗆	
イ::	朝礼、説明会	等の場で直	接労働者に説	明し、意見を集約。				
ウ:	その他(				)			

注) 本助成金の支給要件は、本計画書提出時点ではなく正社員化等の各取組時点における支給要件に より支給の可否が決定されますので、ご注意ください。

また、キャリアアップ計画期間開始日の前日までに本計画を提出する必要があります。

なお、キャリアアップ計画書を提出する場合、様式第1号の表紙及び共通部分並びに計画(全コース共通部分及び該当するコース別)を併せて提出してください。

〈ご注意ください〉 ・このキャリアアップ計画書は、労働局 で受理した後、写しを送付します。				5			·		/	
	受付番号:			_	確認印:		. – – –		\ \ !	
		年	月	日	確認日:		年	月	日	
	※管轄労働局確認	忍欄								

### (様式第1号(共通)) (R7.7)

#### 【共通事項】

#### (事業所情報欄)

① 事業主名	株式会社〇〇 キャリアアップ管理者と同じ					者と同じ方				
	(₹××	x — x >	( × ×)				でも	差しま	えありま <sup>-</sup>	せん。
② 事業所所在地		県△△市1-1-1								
③ 電話番号	000	( 0	00 ) (	0000		_	業所の 当者	ΔΔ	ΔΔ	
⑤雇用保険適用 事業所番号	0	0	0 -	0 0	0	0	0	<b>—</b>	0	
	都道府県	<b>八</b> 所掌	管轄	基幹番号					号	
⑥労働保険番号	0	) 0	0 0	0 0	0	0	<b>O</b>	_	0 0	0
⑦主たる事業		70	××)業C	××の△△)		·	8企 <sup>3</sup> (人数	業規模 数)	1	××人
日本標準産業分類 主たる事業を記入				代行者又は f <b>又は事務代</b>		大理者	闌)			
(事業主の	委任を受し	ナて代理		る場合は委		業(法	人)全	<b>体</b> の労	働者数	
⑨代理・代行		1 代理,	<u> </u>	2	当等		働く労		おむね同)を明記	
⑩代理人等氏名		0 ( 1/20 0 %								
⑪所在地	(〒	_	)				管理者は件となっ		下①~③を ます。	満たす者
⑫電話番号		( 事業所(雇用保険適用事業所)の労働者、事主または役員のいずれかの者				者、事業				
(キャリアアッ	プ管理	者欄)			他の事ってい	事業所で いないる	で既にキ 皆	ヤリア	プロプログログログログログログログログログログログログログログロップ アイス できない者	理者とな
①キャリアアップ管	<b>管理者</b>	(氏 名	<b>፭</b> ) : <b>Δ</b> Δ	ΔΔ 🥥	刀倒水	日口子。	プカ戦を	11 (4)	はない日	
情報 <ul><li>※ 複数の事業所における兼</li><li>任及び労働者代表との兼任</li></ul>		(配置	3): 令	和7年 7	月 <b>1</b>	日				
		─ □ □ 車業主又け役員である								
<u>はできません。</u>	☑ 事業主又は役員ではない ※ 当てはまる方に☑をしてください。なお、事業主でも役員でもなく、かつ同事業所									
※ 提出日以前に配置	置されて	に雇用されていない場合は、キャリアアップ管理者にはなれません。 <u>にれて</u> (職務内容)								
<u>いることが必要です</u>	✓ ++	ァリアアップ	プのために講	ずる取	組等を	事業所内	に周知	1		
	☑ キャリアアップ計画の見直し及び見直しに基づく取組のフォローアップ						ップ			
※ 当てはまる全ての		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		句上のための						
<u>クボックスにチェッ</u>	ックをつ			<b>遇等について</b>	話し合	う機会	や相談窓	日の設	置	
けて下さい。		□ <b>そ</b> (	の他(							)

(様式第1号(計画(全コース共通)))

キャリアアップ計画の取組を講じる期間を 「3年以上5年以内」の期間で設定してください。 なお、計画期間の始期はキャリアアップ計画の届出 日の翌日以降としてください。

#### 【キャリアアップ計画(共通事項)】

①キャリアアップ					
計画期間					
※計画期間(3年~5年)	<b>令和</b> 7年11月1日	~	令	和 <mark>12</mark> 年 1	10月31日
※計画期間の開始日は					
届出日の翌日以降					
②キャリアアップ	1 正 社 員 化 コ ー	ス	(	令和8年	4月頃実施予定)
計画期間中に講	正 規 雇 用 勤務地限定正社	員 ・ 職務	限定正社員	短問	時間正社員 )
ずる措置の項目		<mark>収組を開始</mark> 記入してく		<b>の年月</b> を	月頃実施予定)
※1 講ずる措置の該	( 正規雇用等 ) 勤務地限定正社	員 • 職務	<b>務限定正社員</b>	. • 短印	寺間正社員 )
当するコースの	3 賃 金 規 定 等 改 定 コ ー	ス	( 4	<b>和8年1</b>	0月頃実施予定)
番号全てに「〇」		<b>→</b>	(	<b>- - - - -</b> 1	
をつけて下さい。	4 賃 金 規 定 等 共 通 化 コ ー	. 🗡	( 4	が加る井(	0月頃実施予定)
	(5) 賞与・退職金制度導入コー	- ス	( 4	和8年1	0 月頃実施予定)
※2 正社員化コー	6 社会保険適用時処遇改善コー	_ 7			
ス、障害者正社員	0 社会保険適用時処遇改善コー	- ^			
化コースについ	(1) 手当等支給メニュー		( 4	<b>和7</b> 年1	2 月頃実施予定)
ては、()内の該当	(2) 労働時間延長メニュー		(	年	月頃実施予定)
する転換後の雇	(2) 労働時间延長メニュー		(	4	月頃美胞卫足)
用形態を「〇」で	(3) 併用メニュー		(	年	月頃実施予定)
囲んで下さい。	7 短時間労働者労働時間延長支援	コース	( 4	<b>介和7</b> 年1	2 月頃実施予定)
※ 2 障害者	▲	 期雇用労働	 者   を含み	 ゝます。	

※ 6 社会 社会 適用時処遇改善コースは、令和8年3月31日までに行われた取組(対象者の 食者としての適用)に対して支給申請を受け付ける時限措置となります。

|働者労働時間延長コースの計画届を提出している場合でも、「6 社会保険適用時

取り組む予定のあるコース、メニュー等に丸を付してください。 丸を付していなかったコースについては、助成金を受けることはできません。(変更届を提出することで、コースの追記が可能です。) ※丸を付したコースの取り組みを行えなかった場合でも、特段の 罰則等はありません。

(ます。)

している事業主が、短時間労 している事業主が、短時間労

働者労働時間延長支援コースに切り替えて申請する場合には、同コースの計画届 (又は変更届) の提出は必要ありません。

※ 詳しくはパンフレット「キャリアアップ助成金のご案内」をご参照ください。

(様式第1号 (計画 (その1))) (R7.7) 等を記入して添付してください。

※丸を付していないコースについては、作成・添付

不要です。

様式第1号(計画(全コース共通))で丸を付したコ ースの計画について、該当する項目へ ✓ 、対象人数

「1 正社員化コー※人数が増減しても変更届は不要です。

③対象者	☑ 有期	雇用労働者(勤続5年以内の有期雇用労働者)					
※当てはまる全てのチェックボ							
ックスにチェックをつけて下	□ 無期	雇用労働者(正規雇用労働者を除く・勤続5年超の有期雇用労働者含む)					
さい。	□ 派遣	労働者					
<b>④</b> 目標	✓ 対象	者のうち、( <b>2</b> ) 名程度に対し、正規雇用労働者(多様な正社員**含む)					
● 口 信   ※当てはまる全てのチェックボ	<b>~</b> σ	転換を実施					
※当 にはよる主 とのデェック 小 ックスにチェックをつけて下							
うり入にデェックをラリで下		者(派遣労働者)のうち、( ) 名程度に対し、正規雇用労働者(多様な					
	正社	員※含む)としての直接雇用を実施					
※( )に数字を記入して下	※ 勤務	地限定正社員・職務限定正社員・短時間正社員のこと					
さい							
	(措置を	講ずる前の取組状況)					
	□ 既に	既に通常の正規雇用労働者への転換制度あり(※1)。					
	□ 既に	多様な正社員(勤務地限定・職務限定・短時間正社員)制度あり(※2)。					
	(日煙を	達成するために講ずる措置)					
		の正規雇用労働者(多様な正社員を除く)に転換する制度を新たに就業規則					
	等に	規定					
	(*	1にチェックが無い場合に、チェックを付記してください。)					
⑤目標を達成するために講	☑ 初め	て多様な正社員への転換を実施するにあたり、「勤務地限定・職務限定・短時					
ずる措置	間正	社員」制度及び当該雇用形態へ転換する制度を新たに就業規則等に規定					
※当てはまる全てのチェックボ	(*	2にチェックが無い場合に、チェックを付記してください。)					
ックスにチェックをつけて下	□ 派遣	先事業所において、派遣労働者を正規雇用労働者(多様な正社員*含む)と					
さい。	して	直接雇用する場合には、派遣労働者の直接雇用の制度を新たに就業規則等に					
	規定						
	☑ 対象	者の働き方の希望を把握するための面談の実施					
	□対象	者に対し、正社員化に向けたキャリアアップのための教育訓練等を実施					
	☑ 正規	雇用労働者(多様な正社員※含む)に転換するための面接試験・昇格試験等を					
	実施	(有期実習型訓練修了者は職業能力証明シートの評価等により判断)					
	_ 7.5	lik /					
		他(					

#### (様式第1号(計画(その2))) (R7.7)

### 「2 障害者正社員化コース」に係る計画内容

③対象者 ※当てはまる全てのチェックボ ックスにチェックをつけて下 さい。	<ul><li>☑ 有期雇用労働者</li><li>□ 無期雇用労働者(正規雇用労働者を除く)</li></ul>
<ul><li>④目標</li><li>※当てはまる全てのチェックボックスにチェックをつけて下さい。</li><li>※( )に数字を記入して下さい。</li></ul>	<ul> <li>✓ 有期雇用労働者の対象者のうち、( 1 ) 名程度に対して正規雇用労働者(多様な正社員**含む)への転換を実施</li> <li>□ 有期雇用労働者の対象者のうち、( ) 名程度に対して無期雇用労働者(※2)への転換を実施(※3)</li> <li>□ 無期雇用労働者の対象者のうち、( ) 名程度に対して正規雇用労働者(多様な正社員**含む)への転換を実施</li> <li>※1 勤務地限定正社員・職務限定正社員・短時間正社員のこと</li> <li>※2 正規雇用労働者・多様な正社員以外かつ週所定労働時間が20時間以上の者</li> <li>※3 無期雇用労働者に転換される場合、通算契約期間が5年を超え、労働契約法第18条第1項の規定により期間の定めのない労働契約の締結の申し込みをする権利を有する者でないこと</li> </ul>
⑤目標を達成するために講ずる措置 ※当てはまる全てのチェックボックスにチェックをつけて下さい。	□ 初めて多様な正社員への転換を実施する場合は、「勤務地限定・職務限定・短時間正社員」制度を新たに規定 ☑ 対象者の働き方の希望を把握し、仕事内容や処遇等について話し合う面談の実施 □ 対象者に対し、正社員化等に向けたキャリアアップのための教育訓練等を実施 □ 正規雇用労働者(多様な正社員**含む)に転換するための面接試験・昇格試験等を実施 □ その他( )

#### (様式第1号(計画(その3))) (R7.7)

### 「3 賃金規定等改定コース」に係る計画内容

	☑ 全ての有期雇用労働者等(正規雇用労働者以外の無期雇用労働者を含む)				
	□ 一部の有期雇用労働者等				
	(一部の対象者のみ改定を行う場合は、限定する理由を以下から選択してください。)				
	□ 雇用形態の区分(契約社員、パート、アルバイト等)で一部の区分のみ				
③対象者	□ 職種別(事務、営業、販売等)で一部の職種のみ				
※当てはまる全てのチェックボ	□ 業務レベルによる区分(初級、中級、上級等)が規定されている場合で、その				
ックスにチェックをつけて下	一部の区分のみ				
さい。	□ 雇用保険適用事業所非該当承認施設単位(店舗単位等)				
	□ 最低賃金の改定施行によって、これを下回ることとなる金額の等級のみ				
	(ただし、各都道府県の新最低賃金の公示日以降、発行日の前日までに賃金規定等				
	の増額改定を行う必要があります。)				
	□ その他( )				
	基本給を定めた賃金規定等(※1)を3%以上増額改定し、全て又は一部の対象者				
	に適用することにより、待遇の改善を図る				
	【取組内容(予定)】				
<b>④目標</b>	☑ 3%以上4%未満の増額改定				
※当てはまる全てのチェックボックスにチェックをつけて下	□ 4%以上5%未満の増額改定				
さい。	□ 5%以上6%未満の増額改定				
	□ 6%以上の増額改定				
	※1 賃金規定、賃金テーブル、賃金一覧表等の賃金額の定めがあるもの				
	※2 支給申請予定の一部の区分ごとに改定率が異なる場合は、当てはまる区分を				
	全て選択してください				
	☑ 対象者と仕事内容や処遇等について話し合う面談の実施				
	□ 有期雇用労働者等に係る昇給制度を新たに規定				
⑤目標を達成するために講	□ 対象者及び正規雇用労働者の仕事内容や責任の程度を比較し、待遇がそれに見合				
ずる措置 ※当てはまる全てのチェックボ	ったものとなっているかどうかを確認するための、職務分析・ <u>職務評価</u> の実施				
ックスにチェックをつけて下	☑ 対象者に適用される基本給を定めた賃金規定等が改定前に存在しない場合には、				
さい。	当該規定を新たに作成(作成前の賃金と比較して3%以上増額となるよう整備)				
	□ その他( )				

#### (様式第1号(計画(その4))) (R7.7)

## 「4 賃金規定等共通化コース」に係る計画内容

③対象者	全ての有期雇用労働者等(正規雇用労働者以外の無期雇用労働者を含む)				
④目標	正規雇用労働者と共通の職務等に応じた賃金(※1)規定等(※2)を作成し、適用 することにより、待遇の改善を図る ※1 基本給など職務の内容に密接に関連して支払われる賃金のこと ※2 賃金規定、賃金テーブル、賃金一覧表等の賃金額の定めがあるもの				
⑤目標を達成するために講ずる措置 ※当てはまる全てのチェックボックスにチェックをつけて下さい。	<ul> <li>対象者と仕事内容や処遇等について話し合う面談の実施</li> <li>対象者及び正規雇用労働者の職務の内容や職業能力等について、職務分析・職務評価の実施</li> <li>対象者について、職務の内容に密接に関連して支払われる賃金が基本給以外にないかどうかの確認(共通化する対象となる賃金の範囲の確認)</li> <li>正規雇用労働者と共通の職務等に応じた賃金規定等の作成</li> <li>賃金規定等の区分を有期雇用労働者等と正規雇用労働者についてそれぞれ3区分以上設け、うち共通する区分を2区分以上設ける</li> <li>正規雇用労働者及び対象者に作成した規定を適用(対象者のうち1名以上、正規雇用労働者が位置づけられている等級以上の等級に位置づけられていること)</li> <li>その他(</li> </ul>				

#### (様式第1号(計画(その5))) (R7.7)

### 「5 賞与・退職金制度導入コース」に係る計画内容

③対象者	全ての有期雇用労働者等(正規雇用労働者以外の無期雇用労働者を含む)
<ul><li>④目標</li><li>※当てはまる全てのチェックボックスにチェックをつけて下さい。</li></ul>	就業規則又は労働協約の定めるところにより、全ての対象者に関して、賞与・退職金制度を新たに設け、当該制度を適用することにより、待遇の改善を図る 【継続的な制度として、新たに導入する制度内容(予定)】  ☑ 賞与制度(6か月相当として対象者1人あたり5万円以上) □ 退職金制度(6か月相当として対象者1人あたり1万8千円以上) □ 中退共など外部退職金制度の導入 □ 積立型民間保険契約の返戻金などの利用 □ 社内積立(毎月の対象者と積立金が確認できる帳簿を作成) □ 企業型確定拠出年金制度の利用 □ その他( )
⑤目標を達成するために講ずる措置 ※当てはまる全てのチェックボックスにチェックをつけて下さい。	<ul> <li>対象者と仕事内容や処遇等について話し合う面談の実施</li> <li>対象者及び正規雇用労働者の職務の内容や職業能力等について、職務分析・職務評価の実施</li> <li>全ての対象者に適用する賞与・退職金制度について、その金額に関してのバランスの検討等</li> <li>就業規則等(別冊となる規則含む)に導入する制度を規定し、制度施行日より、実際に制度を適用(賞与支給・退職金積立)する</li> <li>その他( )</li> </ul>

#### (様式第1号(計画(その6)))(R7.7)

### 「6 社会保険適用時処遇改善コース」に係る計画内容

③対象者	短時間労働者(※ 短時間正社員を除く)
<ul> <li>④目標</li> <li>※当てはまる全てのチェックボックスにチェックをつけて下さい。</li> <li>※( )に数字を記入して下さい。計画作成時点の見込み人数で差し支えございません。</li> <li>※同一対象者の重複計上はしないようご留意ください。</li> </ul>	<ul> <li>✓ 「手当等支給メニュー」の措置を講じ、社会保険加入による処遇の改善を図る 〈令和7年度に( 1 ) 名程度〉</li> <li>□ 「労働時間延長メニュー」の措置を講じ、社会保険加入による処遇の改善を図る 〈令和7年度に( ) 名程度〉</li> <li>□ 「併用メニュー」の措置を講じ、社会保険加入による処遇の改善を図る 〈令和7年度に( ) 名程度〉</li> </ul>
	共通  ☑ 対象者の働き方の希望を把握し、仕事内容や処遇等について話し合う面談の実施 ☑ 社会保険制度の概要や加入のメリット及び本助成措置について、対象者に説明 ☑ 労働条件の変更時には、雇用契約書や労働条件通知書にて変更内容を通知 □ その他( )  [ 当等の支給方法
⑤目標を達成するために講 ずる措置	<1年目> 新たに社会保険に適用した際に、適用から1年間は本人負担分の社会保険料相当額 <sup>※1</sup> の一時的な手当等 <sup>※2</sup> を支給 <ul> <li>✓ 上記の一時的な手当等を支給することを対象者に通知(給与明細による通知も可)</li> </ul>
※当てはまる全てのチェック ボックスにチェックをつけ て下さい。 ※2年目以降の取組が未定の	<2年目以降> □ 2年目に18%以上の恒常的な賃金上昇(基本給等*3の増額)を実施 □ 2年目に引き続き一時的な手当等を支給し、3年目に下記のいずれかの取組を実施 □ 労働時間の延長(概ね週所定労働時間数に 0.18 を乗じた時間数以上) □ 基本給等の増額(基本給の単価に対して 18%以上の増額)
場合は、計画作成時点の予定でチェックを付けてください。	□ 労働時間の延長及び基本給等の増額  労働時間の延長  □ 労働時間の延長(4時間以上)  □ 労働時間の延長(3時間以上)及び基本給の増額(5%以上)  □ 労働時間の延長(2時間以上)及び基本給の増額(10%以上)  □ 労働時間の延長(1時間以上)及び基本給の増額(15%以上)
	※1 社会保険料の標準報酬月額と標準賞与額の合計額の15%以上でも可。 ※2 標準報酬月額の算定に考慮されない「社会保険適用促進手当」及び基本給等 ※3 基本給又は就業規則等に定められた恒常的(定額)に支給する手当

※ 6 社会保険適用時処遇改善コースは、令和8年3月31日までに行われた取組(対象者の 社会保険被保険者としての適用)に対して支給申請を受け付ける時限措置となります。

#### (様式第1号(計画(その7))) (R7.7)

### 「7 短時間労働者労働時間延長支援コース」に係る計画内容

③対象者	短時間労働者(※ 短時間正社員を除く)
④目標  ※( )に数字を記入して下さい。計画作成時点の見込み人数で差し支えございません。 ※同一対象者の重複計上はしないようご留意ください。	所定労働時間延長等の措置を講じ、社会保険加入による処遇の改善を図る <令和7年度に( 1 )名程度> <令和8年度に( 2 )名程度> <令和9年度に( 2 )名程度> <令和10年度以降に( 0 )名程度>
⑤目標を達成するために講 ずる措置	共通  対象者の働き方の希望を把握し、仕事内容や処遇等について話し合う面談の実施  社会保険制度の概要や加入のメリット及び本助成措置について、対象者に説明  労働条件の変更時には、雇用契約書や労働条件通知書にて変更内容を通知  つ その他()
<ul><li>※当てはまる全てのチェックボックスにチェックをつけて下さい。</li><li>※2年目以降の取組が未定の場合は、計画作成時点の予</li></ul>	労働時間の延長 <1年目の取組> ☑ 労働時間の延長(5時間以上) □ 労働時間の延長(4時間以上)及び基本給の増額(5%以上) □ 労働時間の延長(3時間以上)及び基本給の増額(10%以上) □ 労働時間の延長(2時間以上)及び基本給の増額(15%以上)
定でチェックを付けてくだ さい。	<ul> <li>□ 複数年かけての上記の取組の実施</li> <li>&lt; 2年目の取組&gt;</li> <li>□ 労働時間の延長(2時間以上)</li> <li>☑ 基本給の増額(5%以上)</li> <li>□ 昇給、賞与、退職金制度の適用</li> </ul>

#### 《注意事項》

- ・雇用保険適用事業所(以下「事業所」という。)ごとにキャリアアップ計画書(以下「計画書」という。) を作成する必要があります。
- ・本助成金の支給要件は、年度替わり、あるいは年度内の改正により変更されることがありますので、厚生労働省のホームページ等をよくご確認ください。また、<u>支給要件は本計画書の提出時点ではなく各取</u>組時点(正社員化の場合は、転換等の実施日時点)での判断となりますので、ご注意ください。
- ・添付書類は、①事業主の委任を受けて代理人が提出する場合は委任状 (原本)、② その他管轄の都道府 県労働局長が必要と認める書類となります。

#### 《記入上の注意》

#### 【様式第1号(表紙)】

- (1) 事業所の所在地を管轄する都道府県名を労働局長の前に記入してください。
- (2) **使用者側代表者名**:事業主又はキャリアアップ管理者(以下「管理者」という。)の氏名を記載してください。
- (3) 労働組合等の労働者代表者名:計画書について意見を聴いた労働組合等の労働者の代表者本人の氏名を記載してください。

#### 【様式第1号(共通)】

- (1) ⑧企業規模(人数)については、常時雇用する労働者数(2か月を超えて使用される者であり、週所 定労働時間が当該事業主に雇用される通常の労働者と概ね同等である労働者数)を記入してください。
- (2) 社会保険労務士による提出代行者又は事務代理者とは、申請者が社会保険労務士法施行規則(昭和 43 年厚生省・労働省令第1号)第16条第2項に規定する提出代行者又は同施行規則第16条の3に規定する事務代理者のことを言います。
- (3) キャリアアップ管理者の職務内容は、キャリアアップ管理者として行う職務を選択してください。 【様式第1号(計画)】
- (1) ②キャリアアップ計画期間中に講ずる措置の項目

キャリアアップのために講ずる措置として、該当するコースの番号全てに「〇」を記入してください。 正社員化コース及び障害者正社員化コースを講ずる場合は、講ずる措置の内訳(正規雇用等、勤務地限 定正社員、職務限定正社員、短時間正社員)に「〇」を記入してください。

また、各コースの措置を講ずる予定の時期(複数回講ずる予定の場合は、最初の時期)を記入してください。

#### (以下、コースごとの計画に記載してください。) ※0の場合は、「0」とご記載ください。

(2) ③対象者

キャリアアップ計画期間中に対象とする労働者について、適宜選択、記入してください。

(3) ④目標

キャリアアップ計画期間中に講ずる措置の目標を、適宜選択、記入してください。

(4) ⑤目標を達成するために講ずる措置

目標を達成するために講ずる措置の内容を、適宜選択、記入してください。

#### 《記載内容に変更が生じた際の手続》

計画書が受理された(又は認定を受けた)後に、計画書の内容等に変更が生じた場合には、「キャリアアップ計画書(変更届)」(様式第2号)及び変更前に受理された「キャリアアップ計画書」(様式第1号)の写しを、速やかに管轄の都道府県労働局長に提出してください。

※ 支給申請時において「キャリアアップ計画書」(様式第1号)の内容(実施するコース)に変更(追加 含む)が生じているにもかかわらず、「キャリアアップ計画書(変更届)」(様式第2号)の提出がない場 合は**不支給**となりますので、予めご留意ください。